

## 会議の概要（議事録）

|           |  |      |    |
|-----------|--|------|----|
| 会議の名称     | 墨田区消防団運営委員会（第1回）   |      |    |
| 開催日時      | 令和2年10月6日（火） 9時58分から11時22分まで   |      |    |
| 開催場所      | 墨田区役所（7階） 庁議室  |      |    |
| 出席者数      | 28人<br>【委員】16人<br>委員長（区長）<br>学識経験者5人、区議会議員6人<br>本所消防署長、向島消防署長<br>本所消防団長、向島消防団長<br>【オブザーバー】副区長<br>【事務局】12人<br>都市計画部危機管理担当部長、防災課長、防災係職員（4人）<br>本所消防署警防課長、向島消防署警防課長、消防署職員（4人）   |      |    |
| 会議の公開（傍聴） | 公開（傍聴できる）  | 傍聴者数 | 0人 |
| 議題        | 水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか  |      |    |
| 配布資料      | 墨田区消防団運営委員会（第1回）   |      |    |
| 会議概要      | 1 開会<br><br>2 委員長挨拶<br><br>3 特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について<br>委員会資料1に沿って説明<br><br>4 特別区消防団運営委員会への諮問事項について<br>委員会資料2に沿って説明<br><br>5 主な意見・質問<br>【委員長】<br>ありがとうございました。全体の答申を踏まえた対応方針のご説明をいただきました。そして、今回の諮問事項について、全国の事情も含めて、今、ご説明もいただいたところでございます。それぞれの説明につきまして何かご意見、ご質問等がございましたら、どうぞ発言をお願いしたいと存じます。<br><br>【委員】<br>ご説明ありがとうございました。資料2の課題事項 につきましては、現時点において墨田区では現段階まで消防団の活動について住民等からの要請は入っていないということですが、消防団の本来の役割として避難所支援は入っていないと理解をしているのか、それとも、入っているけれども下位にあるのか、どちらなのかをまずお聞きしたい |      |    |

と思います。

**【事務局】**

避難所の運営については入っておりません。なぜかと言うと、消防団の活動というものは災害対応が最優先ということで、避難所の運営に入ってしまうと、その後、何かあった時に即応体制ができないためです。待機というのは何もしないのではなく、何かあることを想定しての待機ということなので、何かをやってしまうと即時動いていただけない、今まで何十年もかけてつくってきた技術を実際に必要される時に使えないことが想定されるというところも考え、今のところは避難所運営は入っておりません。

**【委員】**

そうすると、ここに書いてあるのは、消防団としては災害の対応にあたって、避難所につきましても、基本的には違うけれども、去年の台風19号を受けて、今後そういった要請があった場合、どうしていくのかということを検討してもらいたいということですね。

**【事務局】**

その通りです。

**【委員】**

先ほどの資料2-2に、水防の配備態勢について参集状況がありますが、被害の状況によってちょっと違うのかなと思っています。去年の台風だと、19号の方がすごい、すごいと言っておきながら、実は15号のほうが区内では被害があったということもありました。しかし、避難所に避難した人数は圧倒的に19号のほうが多かった。避難所では停電も発生しました、区の職員の参集も少し遅れたこともあって、消防団の方が活躍されていたという話もお聞きしています。基本は、事務局から説明があったように限りある消防団資源なので、例えば火災があった、あちこちで決壊したということがあれば、そちらに集中投下するのは当然だと思いますが、そういうものがないと確認できた段階で、住民が多く集まっているところに関しては、(先ほどの資料2-2に、)災害活動の基準の第1条の中に、「人命救助活動及び被害軽減を図ることを基本」ということも書いてありますので、災害の規模とか被害状況にもよると思いますが、避難所に停電が起きていたり、空調が効かなくて具合が悪い人が多発していたり、または最近ではコロナ禍の状況だったりとかすると、被害が一番大きくなる可能性があるのは実は避難所という場合もありますので、こういう場合も想定した形で検討する必要があるのかと。ただ、原則は、先ほど事務局から説明があった通りだと認識はしております。

**【委員長】**

いわゆる についてのご指摘ですね。

**【委員】**

去年、消防団が避難所に活動服を着てずっと立っていたところがありました

が、やはり住民は本当に感謝をされていたので、団員の募集活動というわけではありませんが、地域のための灯台になっているというか、共助のトップリーダー、消防団という認識が住民に深く浸透するきっかけにもなるかなと感じました。

**【委員長】**

ありがとうございます。他に。

**【委員】**

台風 19 号の時の消防団の活動を詳しくご説明いただいたのですが、資料 2 の水災活動時の教育訓練及び安全管理の関連で、今まで消防団の方が実際にどのぐらいの方が水防活動にあたってきたかというのは確認できませんでしょうか。

**【委員長】**

区内での事例ということですか。

**【委員】**

今まで消防団員の方が携わってきた水防活動です。今回、半分の方が参集されたということですが。

**【事務局】**

墨田区内の消防団で参集してもらった団員は、水没したところからの救出とか避難誘導というものはおそらく数は少ないと思います。すみません、明確な数値は準備しておりません。ただ、水位を確認しに行ったり、冠水した道路の危険性等を確認しに行ったり、そこに車とかがはまっていないかという確認などのために出場したことはございます。

**【委員】**

やはり現場でどのぐらいやってきたかというのはすごく重要です。そういうことがないのが一番ですが、今のこういう災害の大きさがわからないような時に、こういうものが諮問されてきたということで、教育訓練というのはすごく重要になってくると思います。

それとは別に資器材、そのためには命をかけてやっていくわけですので、十分な体制を取っていかなくてはいけないのかなとも思います。

避難所支援の要請ということに関連して、昨日災害対策特別委員会が開かれまして、要配慮者支援ということでこれからさまざま個別プランを立てていくということですが、やはり消防団の方がいらっしゃるということで、地域に精通していらっしゃるということもあって、一般の区民の方たちには安心感というのが本当に違うと思うんですね。どこまで関われるかは地元の防火防災組織との関連もありますけれども、災害を前にして、少しでもそういうところに関われるのであれば、ぜひ、そちらにもお力を貸していただいて、要配慮者支援のほうでも何かお力を貸していただけないでしょうか。これからたぶんいろんなプランに備えるのですけれども、今の時点で可能かどうかということお聞きしたいのですが、いかがなものでしょうか。

**【委員長】**

要配慮者という視点になりますね。

**【事務局】**

先ほど、緊急時に消防団はという話をしましたが同じ避難誘導であってもいろいろな種類があります。災害等が発生していない、まだ安全な時に避難誘導をする。あとは、その間に全員が避難をしていただければ良いのですが、水が出てきてからの避難誘導や、救助活動まではいかないのですが、一緒に避難誘導をしていくという活動がございます。私たちが考えているのは、消防団はより危険なほう、水が出てからの避難誘導を重視してもらいたいということで、すごく頼りにしていただけるというお気持ちは十分理解した上でこう答えさせていただきました。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員】**

私からは2点ございます。まず、1点目ですが、素朴な疑問として、最近、火災とか地震以外にも、こういう大きな水害の被害も考えていかないといけないという中で、消防団が水防団の担うような役割もされているということです。国の管轄も国土交通省と総務省とで違って来るわけで、消防と水防の法制度の整理というのは、今一度しっかりとされているのかなということで、例えば消防組織法等に定める消防団が担う事務以外のことをなさっているというようなことがないのか。やはり、消防団の皆様の安全面も考えていかなければいけない中でどこまで担っていただくのか。その辺がちょっとあいまいになっていないのか。法制度の整理はしっかりと見直すべきではないのかなということもあるのですが、いかがでしょうか。

**【委員長】**

いわゆる公共法というか、活動の根拠ですね。現状の法整備で賄えているというか、はっきりと区別がついているかというような質問ですね。

**【事務局】**

まさに、おっしゃる通り、水防法と消防法に基づいて、それぞれ活動根拠が異なるというのが実情でございます。水防法の中に消防等と協力をしてというような文言もございますが、具体的な任務、何をするかというところの住み分けについては、実際に法令には記載してございません。連携を密にしてなど、若干幅を持たせたような形となっております。実際、地方自治体として東京都を見ましても、そこについて明確な任務の住み分けというのは記載していないのが実情でございます。

**【委員】**

担う幅が大きくなっている以上は、やはりしっかりと整理をしていく必要があるかと課題として思っております。また、消防団の担い手が、今、減っているということで、

墨田区に関して、今までですと自営の方も多かったのですが、サラリーマンの方も増えました。日中は他の自治体で勤務をされているということで、墨田区にはいらっしやらないという方がいる中で、法改正もあって、区の職員も消防団になれるということになっておりまして、(一般の方が)なかなか戻って来られない非常時の際というのは、区の職員にも消防団員の活動として一部担っていく必要もあろうかと考えております。墨田区の消防団に、今、入っていただいている人数というのは現状どうなっているのかお伺いできますか。

**【事務局】**

今、区の職員で墨田区の消防団に入っている人数は0です。

**【委員】**

わかりました。せっかくそういった部分では法改正も行われましたので、常勤で即座に動けるような、他の消防団員の人たちが足りていない時に、やはり担い手として動けるように、そういういろいろな思惑で法改正も行われたと思いますので、今、0というのはちょっと衝撃でしたが、今一度、もう少しこのあたりも考えていただければと思います。

**【事務局】**

おっしゃる通り、墨田区職員がそういった活動に参加するということの重要性というものも庁内では意識統一されております。4月に初めて総務部長名で消防団員との兼職が可能であるということを改めて通知を出しておりますので、今後も引き続き、新任職員に消防団員が話をし意識付けをする等の啓発活動もさせていただきたいと思っています。

**【委員長】**

ご指摘ありがとうございます。これは私どもも確認の上で、全体を見渡しながら少し考えていかないといけない課題であると思いました。最初のご説明に機能別団員のお話もございましたので、これと何かうまくリンク、関係性が持てるかなというところもそうですし、もちろん一般の団員になることが一番ベストだと思いますが。部長を中心に総務等も含めて検討をさせていただきたいと思います。他に。

**【委員】**

先ほどの委員からのお話と被るところがありますが、避難誘導に関して、事務局がおっしゃられたように、確かに緊急時の活動、そういう環境に消防団員の方が対応されるというのはもちろん当然なことだと思います。しかし、警戒レベルによっては、その前段階で地域での避難誘導などはご協力いただけるのかなというようなところで。実は、昨年の台風19号の時に、町会の方から話があったんですが、実際に警戒レベルが上がった時に避難誘導を町会の役員の方たちが声をかけていると。その時に地域の消防隊だとか一緒にやっていたのですが、分団に問い合わせたところ、自宅待機を言われていて、なかなかうまく連携を取ることができなかったというお話を伺っています。そのあた

りはどうなっているのかを教えてくださいたいのですが。

**【委員長】**

いろいろな地域があるとは思いますが、これもある意味大変ですよ。先ほどの説明であった、機能発揮のためにしっかり自宅で待機をして、または分団事務所にいるという状態。それと、前段の避難誘導等の関係とか安心感などの微妙なところを、もう一度、ご説明いただけますか

**【事務局】**

確かに信頼感があって、顔を知った地域に密接した消防団の方がいたほうが、地元の人には安心されると考えております。私は消防職員なので災害のことを考えると、何を優先するかということをもまず考えます。図上で訓練とかをやると、人間を駒のように動かせる。こっちをやっていて、はい、じゃあ、こっちでやったらこっちと持ってくるような訓練をやることもあります。注意しなければならないのは、実際に人を動かす時に、迅速に、ここに、そこにと持ってこられるか、というところを考えています。基本的には、人というのは、特に災害現状では動かすづらいもの、動きづらいものというところを頭に入れて指揮しています。しかも、個ではなく、固まり、分団単位で動いてもらうこととなります。固まりで動かしていくということを考えていく時に、人というのはそんなに簡単には動かせません。例えば、今、避難所の運営をやっている人がどこどこで災害が発生した、川が越水しそうですといった時に、すぐそこへ迎えるかといったところを考えると、あれもこれも兼務というのは、実際にやると困難になってくるのではないかと考えております。

昨年の災害ですけれども、計画運休というものが実施されまして、公共機関での参集が難しいということで早めに参集がかかっております。これからもそれがあのではないかとと思いますが、時間がだいぶ余ってしまっていると感じられるかもしれません。その間は消防団としては必要な待機、次に何かあるための待機として考えていくというのが妥当なのではないかなと。先ほど、説明させていただいた人が動いていくという観点から見れば、そのほうが妥当なのではないかと考えております。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員長】**

団長、ぜひ。

**【委員】**

消防団の現場のほうから。私たち消防団両団は、年に2、3回、東京都の団長会、それから23区の団長会が四谷であります。そこで、去年、この避難所の運営の問題について消防団がどうあるべきかを考えている時に、実は来賓で、ある区長さんが全く同じことを言っていました。地元の小学校へ行ったら避難をしている人が大勢いましたが、そこに消防団員が誰もいなかった。これはどういうことなのだと、私たち消防団員に向か

って言われました。これは、今、お話された通り、消防団員は地元でしっかりとその地域を守っている人が大半です。署長の指示があって、各団で、今、こういうことが起きたら行くよ、どうなんだということをみんなで無線を取り合いながら、準備をしながら、その地域を一生懸命守っているのです。それを、我々の様子というか、その状況がわからない区長さんに、おかしいぞと。地域を守っているんだったら、そういう場所に来てもいいんじゃないかというお叱りを受けました。墨田区長ではありません。他の区の区長さんですから、私たちは何もそういうことは言いませんでしたが、後から東京消防庁の総監にも話が伝わりました。ところが、今、課長がお話した通り、私たちはやっぱり地域をしっかりと、今言った通り守っています。お互いの団長さん、あるいはそういう人たちと連絡を取り合いながら、そこを守っていく使命感がありますから、だから、こういう現象が起きて、言われるということが、我々にとっては大変つらいところです。消防庁も大変つらいところなんですけれども、ここはしっかりと守っていかなければならない。ここに書かれている通り、あくまでも署長からの指示で我々は動いているんだと。そういうことをご理解いただければ大変ありがたいと思います。

#### 【委員】

私も町会のほうで役員をやっているわけで、町会として消防団員に出ている方は結構おります。消防団員の場合は上からの命令、指示で動くことが多いので、各町会にもあると思うのですが、防災部とか防火部とか、そういうところの部長さんなんなりを消防団員以外であてがってもらって、そっちのほうの誘導、避難のこととかをやってくださいと。私たちは上から出場命令が出れば行かなくてはならないので、町会に対して申し訳ないけれども、やっぱり消防団員である以上、そちらのほうを優先します。町会としてそういうことができる人を選んでいただきたいということは町会に言っています。いろいろ町会長会議とかございますよね、その時に言っていただければいいのかなとは思っています。

#### 【委員長】

両団長から現状のお話、それから、今日ずっとお話を伺っていると、やっぱりこれは今後の諮問事項なので、そういう声もそれぞれあるということは我々も認識をさせていただきながら、より良い成果の上がる答えを改めて見つけて行こうというご指摘と感じております。

#### 【委員】

事務局のおっしゃられるように、待機の重要性であったり、今、団長からもお話があったようなことを聞けば、本当になるほどということでも当然理解できることですし、消防団の皆さんには、いつも日頃から町会活動などにもご協力いただいている間柄ですから、ぜひ、その誤解がうまく解けるような方法であったり、そういう共有できる形が取ればいいのかと検討して探していければいいと思います。よろしく願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございます。

**【委員】**

委員長、すみません

**【委員長】**

どうぞ。

**【委員】**

さっき私も申し上げたんですが、避難所支援というものが、今後、もし団として諮問を受ける場合、せっかく機能別団員とか大規模災害団員という制度ができたので、こうしたところもうまく活用して、そうした支援にあたって。基本団員は大きな、ある意味、公助の防災活動を消防署と一緒に担わなければいけないという役割もありますので、その中でできるところを、そういった機能別とか大規模災害の団員の皆様にご検討いただけるかどうかを含めて検討してもいいのかなと思いました。

**【委員長】**

ありがとうございました。そのほか、いかがでございましょう。

**【委員】**

確認をちょっとしたいのですが、資料2の課題事項で の河川越水等による浸水時の団員の避難時期、これは今後また課題として検討していくんですが、現状として、今どうなっているのかというのをちょっと教えていただきたい。例えば、分団本部も北のほうは結構浸水してしまうエリアになるんですかね。その時に、例えば消防署に退避するのかとか、そういうことが今どうなっているのか。あと、ボートとかは、今、どのくらい配備されているのかというのを教えてほしいんですけども。

**【事務局】**

ボート等は配置されておりません。今、言われました現状はどうなっているのか、避難する時期とどこへ行くのかというのは無いのが現状であります。考えておりません。逃げることまでは今までは考えていませんでした。

ただ、考えられるのは、先ほどの教育とかという面でもあるんですけども、股下まで水が来たら、もう歩くのが困難になったと。普通の人だったら膝下までが限界であろうというところで、先ほど申しあげましたように墨田区は全体が浸かってしまって、下手をすればよその区へ。少し残った高台、少し緑になっている部分ですね、あそこに逃げていくしかない状況で、そこまでの避難誘導をして一緒に消防団員も出ていくというのを考えております。そこへ逃げてもらったら帰って来ることはもうできなくなるんですけども、それをもって避難という形でしか、今のところはここまでしか考えておりません。



【事務局】

よろしいでしょうか。

【委員長】

どうぞ。

【事務局】

消防署も含めまして、水災時のBCPという観点で消防団活動をどこまで実施するかということについては、厳密にまだ決められていないというのが、先ほどの説明の通りでございます。ただ、非常に難しいのは、地域を守る要である者が逃げるタイミング、住民を残して逃げるのか、住民の最後の一人までを助けるために残るのか。その規定というは非常に難しい問題であるなど考えております。

【委員長】

今の委員のご指摘はまさに今回の諮問事項の中で、またそれは大きな答えとして考えていかなくてはならない。

【委員】

これを考えていくというのは当然ですが、いつ災害が起こるかわからないということで、現状がどうなっているのかなということが知りたかったんです。

【委員】

ボートの件ですが、先ほどお話をした通り、私たちは団会議の中で……。我々が子どもの時に伊勢湾台風が来た時、畳を全部上に上げて、膝の上に全部洪水が来たというあの当時から比べると、今、東京はそんな映像は見たことがないんですね。私たちが視察で地方に行くと、消防団の格納庫とか分団庫を見ると全部ボートが置いてあるんです。そのぐらい東京都の下水の完備というのは全然違うんですね。しかし、最近、激変のそういう洪水がものすごくあるということで、昨日も災害対策特別委員会でいっぱい出たんですけれども、ああいう記録的な台風が起きて、そして東京中が水浸しになって歩くこともできないような形になると、団会議で恐らく（都議の）先生のほうに予算要望が行くかと思えます。東京都と消防の関係で話し合いながら、ボートを1つぐらいは用意しておこうよというような話は出るのですが、今は全くそういう状況がないというのが現状でございます。

【委員長】

区としても保管していませんか。

【事務局（山中）】

若干はあります。

【委員】

両消防署にはあるのですか。

【事務局】

あります。

【委員長】

団の格納庫にはありませんか。

【沖山委員】

ありません。

【事務局】

分団の格納庫には入りません。

【事務局】

消防署としては両方合わせて 12 艇です。

【委員長】

区はいかがですか。

【事務局】

区は 10 艘です。

店舗に 4 艇 プラス学校に 6 艇あります。

【委員】

両団にはないということです。

【委員長】

いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

資料 2 の課題事項の 番についてちょっとお聞きしたいんですけども。分団本部で河川水位等の情報をどのように収集するか。最後の項目なんですけど、これは我々も現場でやっています、非常に困難だということはわかります。それに関連して都議もいらっしゃっているんで、消防庁で作っている早期災害情報システムというは、私も担当しているんですけども、4、5 年ぐらいもう運用のテスト、テスト、テスト、テストで、ずっと運用になっていかないというのはどういう理屈なのか。それと、いつぐらいをめざして運用していくのかというのがよくわからないんですよ。あれができれば本当に情報はすごく簡単に送れますので、その辺の経過というか状況はどういうことになっているのでしょうか。

**【事務局】**

今、整備されておりまして使える段階には来ております。

**【委員】**

よろしいでしょうか。今の件で答えさせていただきます。東京消防庁の早期災害情報システムについて、先般、東京都の総合防災部長と当庁の防災部長で協定を結んでございます。それぞれ各区でも東京都が一括して、あとは各区とそこはもう情報を共有できるような体制は構築したところでございますので、協定を結んでいますので、この次は実務の面で区役所さんとの情報共有を今後現場レベルで進めていくというような段階に来てございます。

**【委員】**

わかりました。そうすると各団でもそうですし、それを墨田区とも情報を共有できるという形になるのでしょうか。

**【委員】**

そうでございます。水災だけではなく、震災時だとかも含めてですね。

**【委員】**

非常に優秀なシステムなのでお願いします。

**【委員長】**

ぜひ、それはまた教えていただきながら、我々防災部門も、当然、みんなで共有していこうかなと思っています。また、改めて。

**【委員】**

消防署の本部もそうですけれども、区役所も災害対策本部を立ち上げますので、その情報の共有もできるような形でも、今、整理をしているところでございます。

**【委員】**

わかりました。

**【委員】**

別紙のA4の資料で、墨田区消防団の対応状況で台風19号の概要について書いてあるんですけども、12日の午前6時、参集命令が出て、概ね半分の団員が参集したということです。当初の計画通りですごいなと思うんですけども、この参集は現場で周知しているのでしょうか。メールなのかなど。

**【事務局】**

電話連絡網が構築されておりまして、第一の分団長から1回かければ、そのままずらずらっと流れていくシステムと、あとはメールですね。メールで連絡できるようにして

おります。

**【委員】**

この半分というのは、全員に周知して、たまたま来たのが半分だったのか、それとも半分ぐらいを予定して間引きというか、抜いて連絡をしているのでしょうか。

**【事務局】**

目標が約半数というところで、指定して半分が来られるように計画しております。

**【委員】**

最終的に一番危ない時には全員集合ということでありますけれども、例えば区役所の人消防団に入った場合は、火事の初期消火とかはできても、こういう大規模なものになると避難所の応援とかで、おそらく活動できないのではないかという感じもするんですけれども、そういった場合、実際の動員人数とか想定数とかは把握されているのかお伺いします。

**【事務局】**

今回、機能別団員という話もちょっと出てきていますが、災对本部が立ち上がってしまいますと、区職員は本部として災害対策にあたらなければいけない。第三非常配備態勢になると全員が参集となりますので、消防団の活動には従事できないという形になります。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【委員長】**

よろしいですか。

**【委員】**

大前提の質問というか、区民としての心配事みたいな感じにもなるのですが。先ほどの連絡の話も電話でとされていましたが、電源喪失という状況の想定というのはどのようにされているのでしょうか。

**【事務局】**

各分団庫に発電装置が設置されております。非常電源装置として。その燃料がある限りはそれで賄っていくという状態をつくっております。

**【委員】**

参集する前はどのようにするんですか。

**【事務局】**

固定電話ができなければ携帯等、あとはメールという形での連絡方法です。

**【委員】**

自分もいろいろ電源装置の確保を想定しています。例えば、家に帰ると携帯電話を必ず持っているわけではないんですね。どこかに置いてしまっていて、それで夜中に電源喪失をすると、どこにあるかもわからないんですよ。それで、以前、非常持ち出しバッグみたいなものを提案して、本所の消防署でも配っていただいたりしたんですけども。そういうものとかの準備。要はどのタイミングで電源喪失をするかわからないということを考えていないといけないと思います

あと、ボートの件が先ほどありましたが、ハザードマップを見ると、膝下の浸水で済むところは、荒川が越水すればほんのわずかしなくて、ボートがないと無理です。資器材を運ぶこともボートがなければできませんし、そこまですなれば電源喪失をするということになってくると、高さのあるマンションに住まわれている方はほとんどキュービクルを使っていますから、発電についても問題が出てきます。かなりいろいろな問題が出るかなという心配があります。ペットもだいぶ増えてきているので、ペットのために垂直避難を選択する人も多いという印象がありますし、水浸しになった中で助けに行くことが前提になるというのもあるのかなと思います。かなりシビアな状況だとは思いますが、それを想定していないという話ではまずいかなと思います。あと、時代が変わってハイブリッド車も多いので、ハイブリッド車が水に浸かった時、やっぱりちょっと怖いのかなという心配もしております。

**【委員長】**

ありがとうございます。だいぶいろいろなご意見が頂戴できました。今後の諮問事項、そして、今後の検討という中に非常にいろいろなご意見をいただきましたので、これをもちまして、事務局においてまた答申案の作成という作業に入らせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして、今後の審議日程について事務局からご説明をお願いします。

**【事務局】**

資料3をごらんください。最終ページとなります。今後の審議日程表の案ということで、第1回目が本日10月6日、第2回目は令和3年の2月中を考えております。こちらで答申書(案)骨子の説明、答申書(案)骨子内容の検討を実施いたします。それから第3回目としまして、文書審議ということで令和3年の4月中を考えております。こちらで答申書(案)の検討、各委員の意見等の取りまとめを文書化して、文書で確認していただきたいと思います。そして最終、令和3年の5月中ということで、答申書(案)の最終審議ということで答申書の決定をこちらで実施して、これで最終といたしたいと考えております。

**【委員長】**

ただいま、今後の審議日程についてご説明がございました。ご了承いただければと思

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>います。それでは、これで予定された議題は全て終了いたしました。せっかくのお集まりでございますので、もし、この際何かございましたらご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。それでは、以上をもちまして第1回墨田区消防団運営委員会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">〔閉会〕</p> |
| 所管課 | 都市計画部危機管理担当防災課  |